

# 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(由布市版)

令和3年6月2日改訂版

※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～」2021. 5. 28改訂一部修正版 参照

※レベル2(ステージⅢ)対応

## 1. 予防

### ①児童生徒の取り組み

「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、必要なルールを設定する。
- 自分自身の心身の健康状況把握に努め、具合の悪い場合はすぐに申告する。
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努める。

「衛生面」

- 石鹸を使って丁寧に手を洗い、手洗い後は清潔なハンカチまたはタオルでふき取る。
- 3つの咳エチケットを守る。  
(身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用すべき)
- マスクの着脱及び廃棄についても、衛生に気を付ける。
- 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合(暑さ指数 WBGT が高い日)は、マスクを外すなどの対応を行う。なお、その際は次の対応を行う。
  - ・できるだけ身体的距離を保つ
  - ・近距離での会話を控える
  - ・熱中症への対応を優先させる。
- 水筒を持参し、細やかな水分補給に努める。
- 水筒をはじめ、持ち物の共有をできるだけ避ける。
- 給食前に手洗い、うがいを徹底し、食事中は対面を避け、できる限り会話をしない。
- 給食当番は必ずマスクを着用し、健康状態がよくない時は他の児童生徒と交代する。
- 休み時間は体を接触するような遊びを避ける等、過ごし方について考える。
- 清掃時、換気を行った上でマスクを付ける。清掃後は石鹸を使用して手洗いをする。

「行動面」

- 今後感染経路不明な感染者数が増加した場合を想定し、以下の行動について細心の注意をする。
  - ・休日における不要不急の外出。
  - ・仲の良い友人同士の家間での行き来。
  - ・家族ぐるみの交流による接触。
- 万が一の状況に備えて、過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておく。

## ②保護者の取り組み

### 「基本」

- 感染症対策の考えを十分に理解し、子どもと一緒に必要なルールを設定する。
- 子どもの心身の健康状態を常に把握する。
- 児童生徒の免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けさせる。
- 感染者等に対する偏見及び根拠のない噂話の排除等、人権的配慮に努める。

### 「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

- 毎朝の体温、風邪症状の有無について、チェックシートに記入し学校へ提出する。
- 平熱と比べて発熱がある場合や風邪症状（咳、体のだるさ、頭痛）等がある場合は、登校させないようにする。また、かかりつけ医または発熱外来へすぐに受診する。
- 保護者は、「感染しない」「感染させない」ために生活環境を整えるよう心掛ける。

### 「感染拡大防止の取組」

- 学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように、細心の注意をする。  
※友人宅への外泊等の禁止
- 万が一の状況に備えて、児童及び家族の過去2週間の行動について答えられるように、日頃から意識しておく
- 同居の家族に発熱等の風邪症状が見られ、感染が心配な場合も登校をひかえさせる。
- 児童生徒及び家族が陽性になった場合や濃厚接触者と認定された場合は、速やかに学校に情報の共有を行う。
- その他、児童生徒に関する情報は細やかに学校と情報の共有を行う。
- 感染拡大地域への不要・不急の往来を避ける。

### ③学校の取り組み

#### 「基本」

- 変異株への対策としては、従来株と同様に、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策を推奨する。
- 感染症対策の考えを十分に考慮、児童生徒と一緒に必要なルールを設定する。
- 学級担任や養護教諭を中心に、児童生徒の心身の健康状況把握に努める。
- 感染者、濃厚接触者に対する偏見及び根拠のない噂話の排除など、人権的配慮に努める。
- 保護者の理解と協力が得られるように、日頃からの情報の共有を丁寧に行う。

#### 「児童生徒の体調の把握と体調変容時の対応」

- 登校前に検温ができなかった児童生徒に、保健室等で確認を行う。
- 登校後発熱や風邪症状が見られる児童生徒については、速やかに保護者に連絡をし、下校させる。下校後の状況について、保護者に確認する。
- 体調の悪い児童生徒が保護者の来校まで学校に留まることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。

#### 「環境および衛生の保持」

- 感染症対策と熱中症対策の兼ね合いについては、児童生徒本人が、自分の判断で適切に対応できるように指導する。
- 一時的な消毒の効果を期待するよりも、児童生徒、教職員による清掃により、清潔な空間を保つことに努める。
- 特に多くの児童生徒が触る箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ)については、1日に1回はアルコールまたは、次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使った消毒を行う。
- 器具・用具など共有する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。
- 基本的にドアや窓は開けた状態にしておく。難しい場所や状況の場合は、休み時間ごとに換気を行う。
- エアコンを使用する際は、休み時間ごとに窓を全開にし、換気を行う。授業中もできる限り向き合った2か所の窓を開け、密閉となることを避ける。  
※エアコンは、室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていない。
- 十分な感染防止策を行ったうえで、1mを目安に、学級内で最大の間隔を取らせる。

#### 「行事および教育活動」

- 屋内の集会の開催目安は収容人数の50%とする。
- 飲食を伴う集会については、慎重に判断をする。
- ペア活動・グループ活動時には、十分な感染防止を行った上で、回数や時間等に配慮

しながら行う。

○「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。

○マスクの着用については、以下の対応を基本とする。

- ・身体的距離が十分にとれない時は、マスクを着用すべき。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクを着用しなくてもよい。
- ・WBGT（暑さ指数）を確認し、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、マスクを外す。  
※熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させる。
- ・児童生徒が暑さで息苦しいと感じたときなど、自身の判断でマスクを外すなど適切に対応できるように指導する。
- ・県立高校については、電車やバスでの移動が多いといった理由から、マスクの2枚重ねを推奨しているが、小・中学生については、前述の熱中症対策等の観点から、必ずしも強制するものではない。
- ・給食時は、個人用のシールドを使用し、黙食を実施する。

○体育の授業及びびについては、以下の対応を行う。

- ・WBGT（暑さ指数）を確認の上、身体活動の有無を適切に判断する。
- ・可能な限り屋外で実施する。体育館等で実施する必要がある場合は、換気に努める。
- ・身体活動中のマスクの着用は必要ないが、1 mを目安とした身体的距離を確保する。
- ・十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用する。
- ・水泳については、更衣室が密にならないように工夫する、十分な距離を確保する等の配慮をしながら、可能な範囲で実施の方向を探る。  
※「可能な範囲」については、学校ごとの状況による。
- ・部活動については、県外の学校との交流、泊を伴うような合宿等も行わない。
- ・練習や試合会場での保護者の参観は自粛を要請する。
- ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意する。
- ・生徒の健康・安全確保のため、教師や部活動指導員が活動状況を確認する。

※【ステージⅢの期間中に特に配慮すべき事項】

- ・「呼吸が非常に激しくなる」「汗が飛ぶ」「身体的接触がある」運動を可能な限り避ける等、活動の内容を検討する。
- ・他の学校との練習試合等の交流を当面の期間行わない。(6月13日まで)

○休み時間については、以下の対応を行う。

- ・休み時間については、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分に理解させるように指導を行う。
- ・休み時間の行動についての必要なルールを設定する。

※一定程度の距離を保つ。お互いの体が接触するような遊びは行わない。等

・トイレ休憩については、混雑しないよう動線等を工夫する。

○感染症対策を講じてもなおリスクの高い活動については、以下の対応を行う。

感染症対策を講じてもなおリスクの高い活動とは

理科「実験や観察」

音楽「合唱及びリコーダーや管楽器演奏」

図画工作・美術「共同制作の表現や鑑賞の活動」

技術・家庭「調理実習」等

・「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について可能なものは避ける。

・一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにする。

・回数や時間を絞る。

・できる限り個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りをしない。

・器具や用具を共有する場合は、使用後に必ず手洗いをさせる。

「欠席や出席停止の扱い」

○海外から帰国した児童生徒については、2週間の自宅待機を要請する。

○発熱や風邪症状で欠席をする場合は出席停止の扱いとする。また、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合も、校長の判断で出席停止の扱いとする。

○同居の家族に発熱等の症状があると相談された場合や、同居の家族が濃厚接触者等に指定される可能性がある場合と相談された場合、欠席の判断は保護者が行うが、校長は出席停止の扱いとすることができる。

「学習補充について」

○臨時休業や出席停止等により、やむを得ずに学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることがないように、学習補充に配慮する。

・学習課題の配布、添削 等

・タブレット端末の活用 等

○タブレット端末を活用した同時双方向型の学習補充に向けた研修を実施する。

「その他の対応」

○外部団体への学校施設の貸し出しについては、当面の間行わない。(6月13日まで)

・貸し出す際は、使用規定を別途定め、使用者へ徹底を図る。

○市全体に関わる行事については、代表者が集まり検討する。

※修学旅行等における感染症対策については、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」参照

※県をまたいで移動、泊を伴う活動については、行わない方向で検討する。

※実施までに期間のある活動については、時期を決めて判断する。

○校内行事については、感染の予防等の観点をふまえ検討する。

○万が一の状況に備えて、児童生徒の過去2週間の全体的な行動について答えられるように、できる限りの記録をしておく。(学校の範囲で)

## 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

○「由布市コロナウイルス感染症発生時対応マニュアル」参照